

京都地検訓令(企)第2号

検 察 官  
検察事務官  
検 察 技 官

京都地方検察庁執務規程（平成10年12月28日付け京都地検訓令（企）第9号検事正訓令）の全部を次のように改正する。

平成13年3月30日

京都地方検察庁検事正 古 川 元 晴

京都地方検察庁執務規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、京都地方検察庁、支部及び区検察庁に勤務する職員の職務と責任を明らかにし、事務の適正と効率的な運営を図ることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 職員は、検察庁法、検察庁事務章程、その他の法令、訓令、通達によるほか、この規程の定めるところにより執務しなければならない。

（用語の定義・規程の適用）

第3条 この規程又はこの規程に基づく令達における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「本庁」とは、京都地方検察庁（京都区検察庁及び京都地方検察庁に事務取扱方法が変更された支部及び区検察庁を含む。）をいう。
- (2) 「支部」、「区検察庁」とは、本庁以外の庁をいう。
- (3) 「併置区検察庁」とは、上級の検察庁の所在地にある区検察庁をいう。

2 併置区検察庁の事務は、この規程の適用においては、本庁又は支部の事務の一

部とみなし、それぞれ、各部、課、室、係及び各部の事務担当において、分担してこれを行う。

- 3 事務取扱方法を変更した支部及び区検察庁については、特に明示しない限り受入庁の一部として扱う。

## 第2章 機 構

### (検察官の配属)

第4条 本庁の検察官は、部に配置する。

- 2 指導係検事は総務部に、少年、外事、麻薬、風紀、暴力、環境、本部、サイバー及び国際の各係検事は刑事部に、財政経済及び公安労働の各係検事は特別刑事部に配置された検事のうちからそれぞれ指名する。
- 3 京都区検察庁に刑事上席副検事、交通上席副検事及び特別刑事上席副検事（以下「上席副検事」という。）を置くことができる。上席副検事は、検事正が命ずる。
- 4 上席副検事は、所管の部長の命を受けて所管事務を整理し、その所管に属する職員を指揮監督する。

### (支部長の置かれていない支部の庁務の掌理)

第5条 支部長の置かれていない支部の事務は、当該支部検察官又は併置区検察庁の庁務を掌理する検察官がこれを掌理する。

### (区検に対する指揮監督)

第6条 支部長又は支部検察官は、検事正の命を受け、当該支部に併置又は事務取扱方法が変更された区検察庁の職員を指揮監督する。

### (検察官事務取扱)

第7条 本庁又は支部に勤務する検事は、それぞれ併置区検察庁の検察官の事務を取り扱う。

### (検察官会議)

第8条 検察に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、検察官会議を置く。

- 2 検察官会議は、検事正が招集する。
- 3 検察官会議には、必要に応じ、その他の職員を列席させ、意見を求めることができる。

### (部長会議)

第9条 重要な庁務につき、検事正の諮問に応ずるため、部長会議を置く。

- 2 部長会議は、検事正、次席検事及び部長をもって構成する。
- 3 部長会議は、検事正が招集する。
- 4 部長会議には、必要に応じ、支部長、事務局長、首席捜査官その他の職員を列席させ、意見を求めることができる。

(課長等会議)

第10条 事務の運営、改善に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、課長等会議を置く。

- 2 課長等会議は、課長、本庁及び支部・区検察庁の庶務・検務事務を統括する統括検務官並びに統括捜査官の全部又は一部をもって構成する。
- 3 課長等会議は、次席検事が招集する。
- 4 課長等会議には、関係部長、事務局長、事務局次長、首席捜査官及び検務監理官を出席させるほか、必要に応じ、その他の職員を列席させ、意見を求めることができる。

(係及び所管事務)

第11条 課及び室に設ける係の数、名称及び所管事務は、別表第1のとおりとする。

(課長補佐)

第12条 課に課長補佐を置くことができる。

- 2 課長補佐は、検察事務官のうちから任命する。
- 3 課長補佐は、上司の命を受け、課長を助けて課の所管事務を整理し、課長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(係長)

第13条 係に係長を置き、検察事務官のうちから任命する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係の所管事務をつかさどる。

(係主任)

第14条 係に係主任を置くことができる。

- 2 係主任は、検察事務官のうちから任命する。
- 3 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち課長が指定する事務に従事する。

(各部の事務分担)

第15条 総務部（各課及び監査室を除く。）、刑事部、交通部、特別刑事部、公判部及び首席捜査官に別表第2の事務担当を置く。事務担当の所管事務は、同表の定めるところによる。

(上席検務専門官)

第16条 総務部に上席検務専門官を置く。

- 2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任捜査官)

第16条の2 本庁に上席主任捜査官を置くことができる。

- 2 上席主任捜査官は、主任捜査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

### 第3章 運 営

#### 第1節 通 則

(臨時職務代行)

第17条 検事正及び次席検事が共に事故のあるとき、又は共に欠けたときは、部長が席次に従って臨時に検事正の職務を行う。

- 2 次席検事に前項に掲げる事由があるときは、検事正の指定する部長が臨時に次席検事の職務を行う。
- 3 部長又は支部長に第1項に掲げる事由があるときは、検事正の指定する検察官が臨時に部長又は支部長の職務を行う。
- 4 事務局長に第1項に掲げる事由があるときは、事務局長が臨時に事務局長の職務を行う。

(事務の決裁)

第18条 事務の決裁は、別段の定めがある場合のほか、次の例による。

- (1) 本庁に属する事務は、順次上司を経由して、検事正の決裁を受けるものとする。ただし、二以上の関連する事務は、関係する部長、事務局長及び首席捜査官を経由して決裁を受けなければならない。
- (2) 支部に属する事務は支部長又は支部検察官、区検察庁に属する事務はその庁の庁務を掌理する検察官が、それぞれ決裁する。ただし、重要事項又は指定事項に関するものは、本庁所管部長、事務局長又は首席捜査官を通じ次席検事を経て、検事正の決裁を受けるものとする。

(事件報告等)

第19条 支部及び区検察庁の検察官は、刑事関係報告規程第2条所定の事件、その他検事正が特に知っておく必要があると認められる事件については、ファクシミリ通信等の方法により速やかに検事正に対しその発生報告をしなければならない

い。

2 公安労働その他管内の特異又は注目を要する情勢についても前項に準ずるものとする。

(事務引継)

第20条 職員は、所管の事務を交代したときは、事務を正確に引き継がなければならない。

## 第2節 捜査及び公判

(捜査及び公判上の注意)

第21条 検察官は、重要事件、法律解釈上重要な問題を含む事件及び特に指定された事件については、捜査及び公判立会に際し、あらかじめ、上司の指示を受けなければならない。

2 検察官は、捜査及び公判立会に際し、特異な事象が生じたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

3 捜査担当検察官と公判担当検察官とは、常に相互に連絡を図り公訴の維持に遺漏のないよう努めなければならない。

(執務資料)

第22条 検察官は、捜査及び公判立会に際し、事実の認定、法律解釈に関し、執務上の参考となる資料又は裁判があったときは、これを上司に報告しなければならない。

(事件の決裁)

第23条 事件の受理・処理及び公判における訴因・求刑の変更等は、別に定めるところにより、上司の決裁を受けるものとする。

(公判立会)

第24条 公判立会の分担は、本庁においては公判部長、支部においては支部長又は支部検察官が定める。

2 検事正は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは特定の検察官を指名して公判の立会をさせる。

3 公判係属中における補充捜査は、原則として、当該事件の公判担当検察官において行うものとする。

(裁判結果報告及び控訴審議)

第25条 公判立会検察官は、裁判の言渡しがあったときは、速やかに裁判結果票(甲)に所要事項を記載し、公判部長、支部長又は支部検察官を経て、次席検事

及び検事正に報告しなければならない。

2 公判立会検察官は、無罪、免訴、求刑と著しく相違する判決等控訴要否につき審議する必要があると認められる裁判又は上司からその審議を指示された裁判については、別に定める書面に控訴要否に関する意見を付し、関係記録と共に公判部長、支部長又は支部検察官に提出しなければならない。

3 公判部長、支部長又は支部検察官は、前項に掲げる裁判について控訴要否を審議し、意見を付して次席検事及び検事正の決裁を受けるものとする。

(控訴趣意書)

第26条 控訴趣意書は、当該事件の公判立会検察官が起案し、前条に準じ次席検事及び検事正の決裁を受けるものとする。

2 控訴趣意書の名義は、次席検事とする。

(抗告)

第27条 抗告は公判立会検察官、準抗告は、起訴前は捜査担当検察官、その後は公判立会検察官が、それぞれ上司の指揮を受けて行う。

### 第3節 事務監査

(監査官等)

第28条 事務監査は、検事正自ら又は検事正が指定する検察官及び検察事務官をして、本庁、支部及び区検察庁につき、それぞれ年1回以上行う。

(監査の報告)

第29条 事務監査を行った検察官及び検察事務官は、特に指示された場合を除き、書面によりその結果を報告しなければならない。

(監査細則)

第30条 監査に関する細則は、別に定める。

### 第4章 文書

(文書の作成)

第31条 文書は、捜査及び公判に関するものを除き、所管の部、局、課、室又は事務担当において起案し、上司の決裁を経て発送又は配布する。

2 文書の起案、検閲又は閲覧をした者は、これに認印するものとする。

(文書の作成名義)

第32条 上級官庁及び他官庁の長にあてた重要な文書は、検事正の名義とする。

2 前項以外の文書は、特に定められたものを除き、本庁においては次席検事、所管部長又は事務局長、その他の庁においては支部長又は庁務を掌理する検察官の

名義とする。

3 捜査及び公判に関する文書は、特に定められたものを除き、主任検察官の名義とする。

(文書細則)

第33条 文書及び簿冊に関する細則は、別に定める。

## 第5章 勤務

(勤務の心得)

第34条 職員は、常にその職責を自覚し、品位を保ち、秘密を守り、上司の命に従い、相互に協調し、かつ、人権を尊重して、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(意見の申出)

第35条 職員は、事務の改善又は執務の参考となるべき事項について意見があるときは、上司に申し出なければならない。

(出勤簿)

第36条 職員は、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第37条 職員が休暇の承認を受けようとするときは、順次上司を経て請求しなければならない。

(他出又は離席)

第38条 職員が勤務時間中その勤務の場所を離れるときは、上司に対し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(出張)

第39条 職員が出張をするときは、検事正の出張命令を受けなければならない。

(身上の異動等)

第40条 職員は、身上の異動を生じ又は住所を変更したときは、速やかに文書をもって検事正に届けなければならない。

(宿直)

第41条 宿直に関する規則は、別に定める。

(警備)

第42条 職員は、非常事態に際し、庁舎の警備につかなければならない。

2 警備に関する細則は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。



別表第1 (第11条関係)

部 局	課・室	係	所 管 事 務
事務局	総務課	庶 務	1 官印及び庁印の管守に関する事。 2 職員の厚生に関する事。 3 文書の接受発送に関する事。 4 自庁警備に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか庶務に関する事。 6 前各号に関連する事。
		秘 書	1 秘書に関する事。 2 前号に関連する事。
		人 事	1 人事に関する事。 2 給与に関する事。 3 共済に関する事。 4 前3号に関連する事。
	会計課	主 計	1 歳入及び歳出に関する事。 2 予算及び決算に関する事。 3 保管金に関する事。 4 前3号に関連する事。
		用 度	1 用度に関する事。 2 没収物等の売却に関する事。 3 前2号に関連する事。
		国有財産	1 国有財産及び営繕に関する事。 2 前号に関連する事。
		企画調査課	企画調査
総務部	企画調査課	企画調査	1 企画調査に関する事。 2 検察審査会に関する事。 3 図書及び資料の整備保管に関する事。 4 国家賠償法に基づく争訟に関する事。 5 民事訴訟法等により検察官が当事者として関与する刑事事件以外の訴訟（人事訴訟手続法による訴訟を除く。）に関する事。 6 情報の公開に関する事。 7 個人情報の保護に関する事。 8 各部局間の調整に関する事。 9 前各号に関連する事。

		10 他の課、室及び事務担当の所管に属しないこと。
	教 養	1 教養指導に関すること。 2 前号に関連すること。
	修 習	1 司法修習生の修習指導に関すること。 2 前号に関連すること。
情報システム 管理課	情報システム 管理第一	1 検察情報処理システムの運用管理に関する こと（情報システム管理第二係の所管に属す るものを除く。）。 2 前号に関連すること。
	情報システム 管理第二	1 検察総合情報管理システムの運用管理に関 すること。 2 統計に関すること。 3 前2号に関連すること。
監 査 室	監 査	1 事務監査に関すること。 2 前号に関すること

別表第2（第15条関係）

部	事務担当	所管事務
総務部	事件・令状担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件の受理に関する事。</li> <li>2 令状の請求及び執行に関する事。</li> <li>3 被疑者補償事件に関する事。</li> <li>4 前3号に関連する事。</li> </ol>
	執行・徴収担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死刑及び自由刑の執行に関する事。</li> <li>2 恩赦及び保護に関する事。</li> <li>3 徴収金に関する事。</li> <li>4 検事正があらかじめ指定する逃亡被疑者，逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関する事。</li> <li>5 前各号に関連する事。</li> </ol>
	証拠品・記録・犯歴 採証担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証拠品に関する事。</li> <li>2 記録の保存に関する事。</li> <li>3 犯歴の調査に関する事。</li> <li>4 科学的捜査の技術に関する事。</li> <li>5 前各号に関連する事。</li> </ol>
刑事部	事件管理・庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事部所管事件の管理及び付随する庶務事務に関する事。</li> <li>2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事。</li> <li>3 刑事部所属の検察官立会事務に関する事。</li> <li>4 外国人関係事犯の通訳に関する事。</li> <li>5 精神保健診断に関する事。</li> <li>6 1号の少年事件の審判に関する事。</li> <li>7 前各号に関連する事。</li> </ol>
	捜査担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件の捜査に関する事（交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）。</li> <li>2 前号に関連する事。</li> </ol>
交通部	事件管理・庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通部所管事件の管理及び付随する庶務事務に関する事。</li> <li>2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事。</li> <li>3 交通部所属の検察官立会事務に関する事。</li> <li>4 1号の少年事件の審判に関する事。</li> <li>5 前各号に関連する事。</li> </ol>
	捜査担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通関係事件の捜査に関する事。</li> <li>2 前号に関連する事。</li> </ol>
特別刑事部	事件管理・庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別刑事部所管事件の管理及び付随する庶務</li> </ol>

		<p>事務に関すること。</p> <p>2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること。</p> <p>3 特別刑事部所属の検察官立会事務に関すること。</p> <p>4 1号の少年事件の審判に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
	直告等事件・資料担当	<p>1 直告事件の捜査に関すること。</p> <p>2 公安関係事件，労働関係事件及び財政経済関係事件の捜査に関すること。</p> <p>3 前号及び検事正があらかじめ指定する件の資料収集（公安労働情勢を除く。）に関すること。</p> <p>4 前3号に関連すること。</p>
	特命捜査担当	<p>1 検事正があらかじめ指定する事件の捜査に関すること。</p> <p>2 他の部の捜査応援に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
公判部	事件管理・庶務担当	<p>1 公判部所管事件の管理及び付随する庶務事務に関すること。</p> <p>2 人事訴訟手続法により検察官が関与する訴訟に関すること。</p> <p>3 公判部所属の検察官立会事務に関すること。</p> <p>4 前3号に関連すること。</p>
首席捜査官	犯罪被害者担当	<p>1 被害者支援及び犯罪被害者に関すること。</p> <p>2 前号に関連すること。</p>